

# エネルギー戦略特区

新潟県知事	泉田	裕彦
新潟市長	篠田	昭
上越市長	村山	秀幸
聖籠町長	渡邊	廣吉

平成 27 年 6 月 2 日

# エネルギー戦略特区

## 1 提案の趣旨

東日本大震災では、国民生活及び経済活動に不可欠な天然ガス等について、災害に備えた十分な対策を講じていたとしても拘わらず、供給途絶を経験した。これにより、高い確率で見込まれている首都直下型地震や南海トラフ巨大地震が発生した際、太平洋側に集中している天然ガス等の供給設備(※1)が被災し、国内広範囲での供給システムが混乱し、国民生活及び経済活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

※1:首都圏、東海地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域にあるLNG(液化天然ガス)受入・保管設備及びLNG火力発電所の規模の対全国比は、いずれも約85%。

こうした中で、化石燃料のうち温室効果ガスの排出が最も少なく、調達先の中東依存度が低い上、シェールガス革命により供給ポテンシャルの増加が見込まれるという観点から、他の資源に比べて優位性を持つ天然ガスの重要性が高まっている。しかしながら、天然ガスについては、依然、海外に比べて調達価格が高いことから、LNG貯蔵能力と天然ガスシフトの促進による価格交渉力の強化など、エネルギーコストの低減に向けた安価調達が喫緊の課題となっている。

また、福島原子力発電所の事故後、再生可能エネルギー利用の重要性が高まっており、太陽光を中心として導入が拡大している。中でも、我が国周辺には豊富な海洋再生可能エネルギー(※2)が存在しているが、上述の天然ガス等の安価調達の観点からも、我が国のエネルギーと産業政策の選択肢を拡大させることが重要であり、発電技術の早期実用化や、固定価格買取制度の対象化など導入を後押しする制度面からの環境整備が必要である。

※2:海洋再生可能エネルギーは、潮流・洋上風力などがあり、それらの実用化に向けた実証試験に適した実証フィールドとして、国は5県7海域を選定(平成26年・27年)。

以上を踏まえ、特に天然ガスについて、①安定かつ安価な供給を実現し、日本経済再生のための産業基盤を強化するため、国内供給ラインの多重化、調達先の多角化、国産資源の開発が重要であると考え。また、②クリーンかつ経済的なエネルギーの需給を実現し、新しい市場を創造するため、エネルギー消費において、上述した優位性を持つ天然ガスへの転換促進と枯渇ガス田を活用した地下貯蔵能力の拡大、海洋再生可能エネルギーの活用を促進することが重要であると考え。

最後に、③これらに関わる国内投資がより効率的に行われ、また、巨大な国際市場の獲得にもつながる産業競争力を確保できるよう、関連する技術開発及び生産活動を集中的に推進することが重要であると考え。

# エネルギー戦略特区

規制緩和、投資減税等

※国土強靱化等の観点から国資金の投入も必要

## 1 国内供給ラインの多重化、調達先の多角化、国産資源の開発

- ①天然ガス(メタンハイドレート含む)の開発促進
- ②天然ガス・LNGの受入促進・保管設備等の整備
- ③関東地域への広域ガスパイプラインの整備
- ④枯渇ガス田の利用
- ⑤石油供給関連設備の整備

我が国における  
エネルギーの安定的  
かつ安価な供給

## 2 エネルギー消費の天然ガスへの転換促進、 海洋再生可能エネルギーの活用促進

- ①ガス火力発電所の新增設及び付随する送電網の拡充(再掲: 枯渇ガス田の利用)
- ②工場等の天然ガスシフトの促進
- ③天然ガスコージェネレーションの導入促進
- ④DMEの普及
- ⑤海洋再生可能エネルギー及び実証フィールドの活用促進

クリーン・経済的な  
エネルギー需給の  
実現

## 3 関連する技術開発及び生産活動の推進

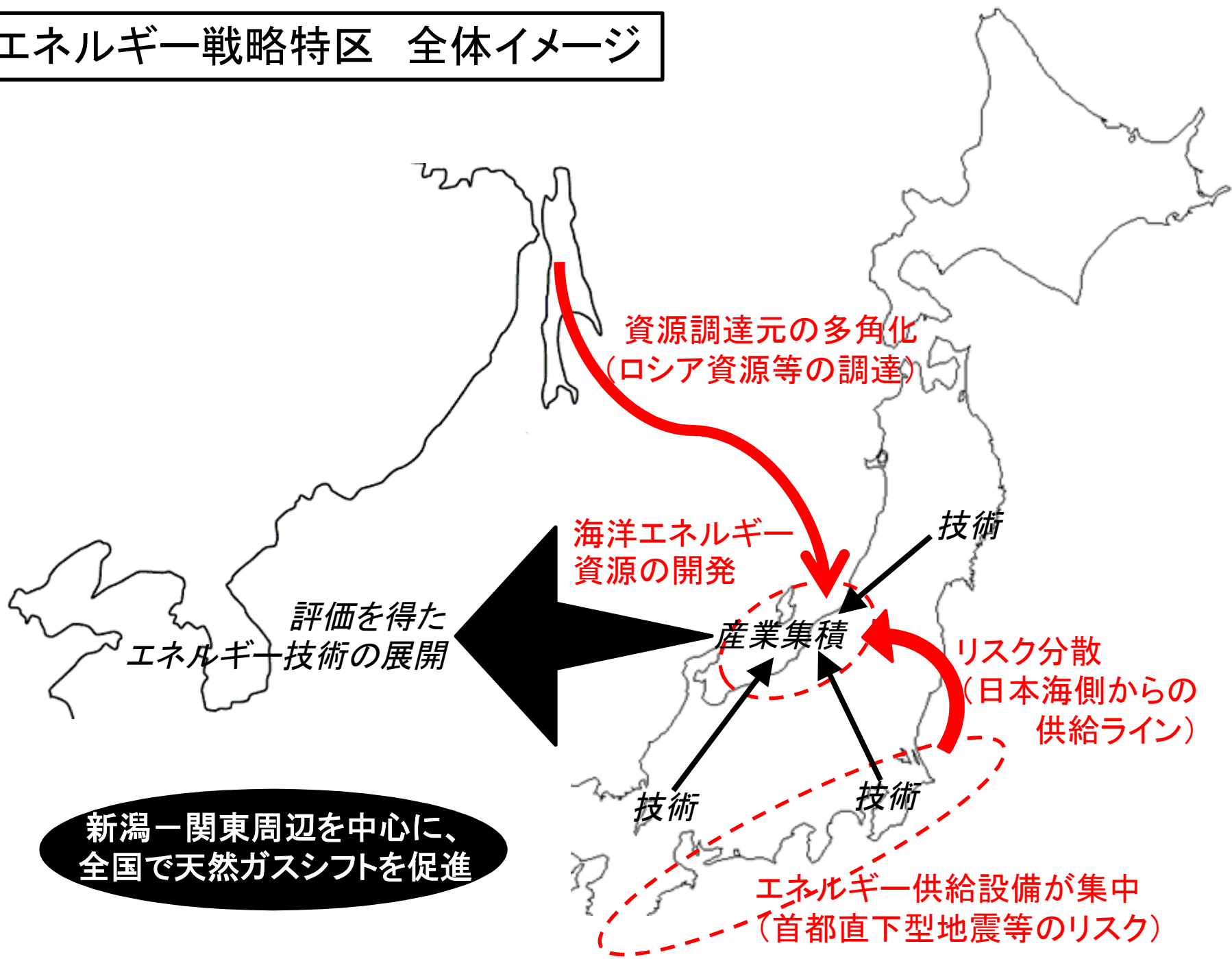
- ①民間活動の促進  
海洋再生可能エネルギーの発電、表層型メタンハイドレートの採掘、深海へのパイプライン敷設等の技術開発・生産活動推進
- ②公的機関による側面支援  
技術開発センター、安全性・環境性に関する評価機関等の創設

支援・評価

エネルギー技術を  
国内外に展開

投資の促進

# エネルギー戦略特区 全体イメージ



新潟ー関東周辺を中心に、  
全国で天然ガスシフトを促進

## 2 新潟県の強み

### (1) 天然ガス等の賦存

新潟県は、資源の乏しい我が国にあって、有数の資源賦存地域である。現に、天然ガス等について、全国生産量の大半を占めている(※3)。また、在来型の資源に加え、新潟県沖にはメタンハイドレートの賦存も確認されている。

※3:新潟県の天然ガス生産量(2014年)は約22億立方メートルで、全国生産量約28億立方メートルの約8割を占めている。

### (2) 一定の天然ガス供給設備等の立地

新潟県には、LNGの受入れに係る港湾設備や、関東・東北地域等に伸びるガスパイプライン(※4)、天然ガスを安価に貯蔵することができる枯渇ガス田(片貝、紫雲寺等)等が立地している。このため、国内供給ラインを効率的に多重化できるポテンシャルを有している。

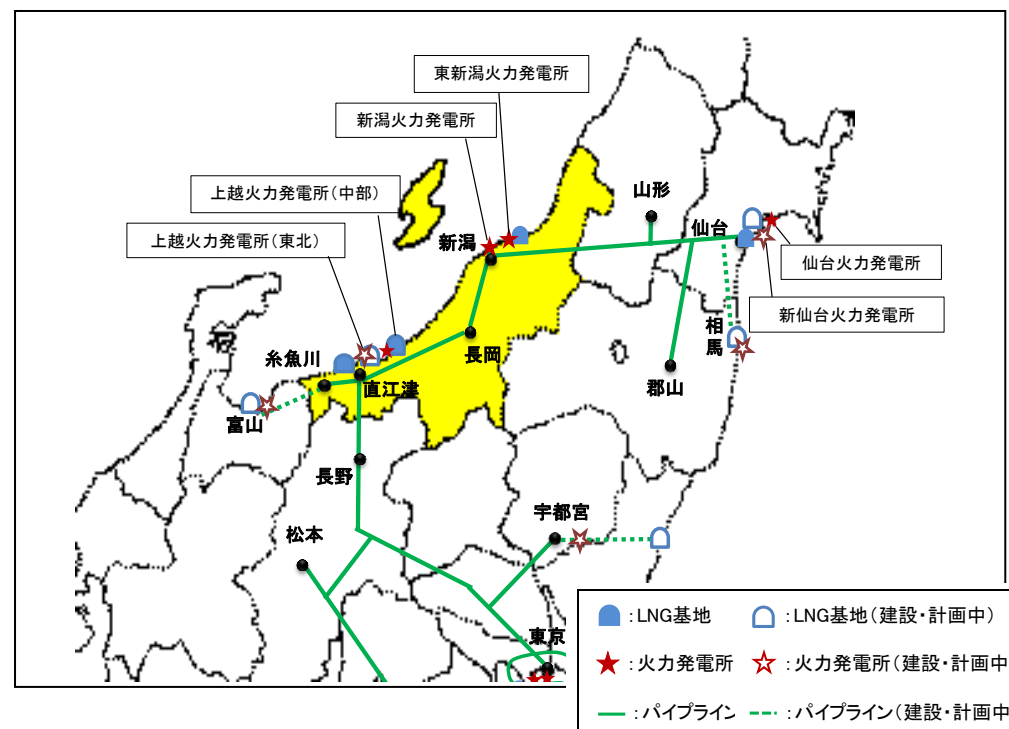
※4:東日本大震災の際、LNG基地の機能停止が発生したため、産業部門を含む仙台の36万需要家に1年近い供給不能が起こり得たものの、新潟からのパイプラインによる代替供給により、早期に復旧完了できた。

### (3) 北東アジア及び関東地域との近接性

ロシアは、多くの資源を有している一方、米国におけるシェールガス革命により大口の輸出先を失うことが見込まれることから、我が国の調達先の多角化の有力候補として挙げられている。新潟県は、特に多くの資源の賦存が確認されているロシア極東地域と近接しており、現に、当該地域からのLNGを受け入れている。また、天然ガス等の大消費地である太平洋側の関東地域と近接している一方、地震に関し、太平洋側とは連動しないとされる日本海側に立地している。

### (4) 海洋再生可能エネルギーの発展性

我が国周辺には豊富な海洋再生可能エネルギーが存在しているが、中でも長大な海岸線を持つ新潟県は、潮流や洋上風力等の高いポテンシャルを有している。現に、粟島浦村沖は、国の海洋再生可能エネルギーの実証フィールドに選定され、フィールドを活用した実証実験を行っている。



### 3 提案内容

#### (1) 国内供給ラインの多重化、調達先の多角化、国産資源の開発

エネルギーの中でも特に重要性が高まっている天然ガスについて、安定かつ安価な供給を実現し、我が国の産業基盤を強化する。具体的には、上述した新潟県の3つの強みを活かし、新潟県を特区に指定し、①メタンハイドレートを含む天然ガスの開発を促進するとともに、②日本海側の新潟県で安価な海外産資源を受け入れ、③太平洋側の関東地域に供給する能力を強化する。これらに関する民間投資を促進するため、以下のプロジェクトごとにそれぞれ規制改革及び減税措置を講じる。なお、太平洋側の供給設備の被災という非常事態に備える観点から、商業ベースのみでの投資では不十分であり、また、インフラという性質上、投資回収に長期を要することから、規制改革及び減税措置以外の公的支援が必要である旨補足したい。

#### ①天然ガスの開発促進

事業内容	将来的にポテンシャルが期待されているメタンハイドレートなどの国産資源の開発を促進する。
実施主体	資源開発事業者
措置内容	・天然ガスの生産量に課される石油石炭税を軽減する。(石油石炭税法) ・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。(※5)

※5:エネルギー資源の開発やエネルギー供給・流通・消費に係る施設・設備等の新たな投資に対し、設備等投資額の一定割合を差し引く税額控除や即時償却などの優遇措置を実施する。以下同じ。

#### ②天然ガス・LNGの受入促進・保管設備等の整備

事業内容	LNGの受入を促進するとともに、LNGの状態でも輸入する場合に必要となる、船舶から陸揚げするための設備や、一時的に保管するための設備の整備を促進する。 なお、太平洋側の供給設備の被災という非常事態に備え、商業ベースで常時に求められる設備容量を超える規模での整備とする。 また、LNGに比べ、短距離輸送において優位性があるとされているCNG(圧縮天然ガス)など、LNGの状態での輸入に比べ、コスト面で優位となる天然ガスの輸入方法について検討する。
実施主体	一般ガス事業者、ガス導管事業者 等

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設としてLNG用シーバース等の整備が可能となる制度を創設する。</li> <li>・LNGの輸入量に課される石油石炭税を軽減する。(石油石炭税法)</li> <li>・LNGの輸入手続きを簡素化できる事業者の数を増加させることにより、その調達価格の低減を図るため、AEO制度(※6)の認定要件を緩和する。</li> <li>・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。</li> <li>・天然ガスについて、LNG以外の状態での輸入の可能性を検討する。</li> </ul>
------	---

※6:AEO(Authorized Economic Operator)制度は、税関当局が貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された貿易関連事業者を認定し、自らの責任で適正な貨物管理及び税関手続きを行ってもらう代わりに、迅速かつ簡素な税関手続き等の利益を提供するもの。

### ③関東地域への広域ガスパイプラインの整備

事業内容	<p>ガスを車両で輸送するよりパイプラインで輸送する方が、一般的に安価とされている。そこで、新潟県から安価に十分な量のガスを供給できるよう、新潟県と、大消費地である太平洋側の関東地域を結ぶ広域ガスパイプラインを新設又は増設する。</p> <p>また、整備するパイプライン周辺のガス需要の拡大を図る(後述)。なお、太平洋側の供給設備の被災という非常事態に備え、商業ベースで常時に求められる設備容量を超える規模での整備とする。</p>
実施主体	一般ガス事業者、ガス導管事業者 等
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス供給関連事業者、大口需要家のほか、国及び周辺の自治体が参画する検討会を開催する。</li> <li>・電気事業、電気通信事業、一般ガス事業等に認められている以下の特例をガス導管事業に認める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－都市計画法に基づく開発許可を不要にする。(都市計画法)</li> <li>－道路占用を法令レベルで認める。(道路法)</li> <li>－道路占用料・河川占用料を減免する。(道路法、河川法)</li> </ul> </li> <li>・幹線となる広域ガスパイプラインについて、農地の転用許可を不要にする。(農地法)</li> <li>・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。</li> <li>・ガスの輸送距離を勘案したパイプラインの利用料金を設定する。(ガス事業法)</li> </ul>

#### ④枯渇ガス田の利用

事業内容	天然ガスの需給を大規模に調整するためには保管設備が必要である。保管設備があれば、緊急時に備えた備蓄のほか、海外産の天然ガスを安価な時に調達し、需要に合わせて供給することも可能となる。そこで、LNGの形態での保管に比べて安価に行える枯渇ガス田を利用した天然ガスの保管を実現する。
実施主体	資源開発事業者、一般ガス事業者、ガス導管事業者 等
措置内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・国産のガスのみ認められている枯渇ガス田の利用を、海外産のガスにも認められるよう法を整備する。その際、枯渇ガス田における鉱業権者以外の者も利用できるようにする。</li><li>・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。</li></ul>

#### ⑤石油供給関連設備の整備

事業内容	災害時には、天然ガスのほか石油の安定供給も重要である。しかしながら、石油供給関連設備は太平洋側に集中していることから、日本海側における整備を促進する。
実施主体	石油元売事業者
措置内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。</li></ul>



## (2) エネルギー消費の天然ガスへの転換促進、海洋再生可能エネルギーの活用促進

クリーンかつ経済的なエネルギーの需給に関する新しい市場を創造することで、新潟県から関東地域へのガス供給能力の強化を可能な限り商業ベースで実現させる。具体的には、以下のプロジェクトを全国に適用し、我が国のエネルギー消費において、他の資源に比べてクリーン性と調達コストのバランスを有する天然ガスへの転換を促進する。

また、(上述)天然ガス等の調達時における価格交渉力の強化による安価調達の観点から、我が国周辺に豊富に存在している海洋再生可能エネルギーについて、規制改革及び減税措置で導入を後押しし、エネルギーと産業政策の選択肢を拡大する。

### ①ガス火力発電所の新增設及びそれらに付随する送電網の拡充

事業内容	<p>経済性・環境性を踏まえつつ我が国の電力供給能力を確保するため、高効率なガス火力発電所の新增設を促進するとともに、緊急時にも備えるため、送電網の拡充を図る。</p> <p>また、輸入停止などの緊急時や電力需要に伴うLNG輸入量の季節間変動への対応手段として、火力発電に使用するLNG気化ガスの枯渇ガス田貯蔵を検討する。</p>
実施主体	発電事業者、送電事業者
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス火力発電所の新增設に関する環境アセスメントの審査期間を短縮する。(環境影響評価法、電気事業法)</li> <li>・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。</li> <li>・不安定な再生可能エネルギーと、柔軟な出力変動が可能なガスタービン火力発電を組み合わせ、安定性と環境性を両立させるエネルギー供給のモデルケースを創出する。</li> <li>・【再掲】国産のガスのみ認められている枯渇ガス田の利用を、海外産のガスにも認められるよう法を整備する。その際、枯渇ガス田における鉱業権者以外の者も利用できるようにする。</li> </ul>

### ②工場等の天然ガスシフトの促進

事業内容	近年、経済性・環境性から、工場等における熱供給設備の原料が石油から天然ガスにシフトしつつある。このシフトを加速する。
実施主体	製造事業者 等
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。</li> </ul>

### ③天然ガスコージェネレーションの導入促進

事業内容	熱と電気を合わせたエネルギーの総合供給効率が高いほか、電気事業者により供給される電気と合わせることにより、地域のエネルギー供給の安定性が向上するとされる天然ガスコージェネレーションの導入を促進する。
実施主体	一般消費者、企業 等
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然ガスコージェネレーションの導入者に幅広い選択肢を提供するため、再生可能エネルギーと同様に、専用線による系統接続を認める。(電気事業法)</li> <li>・コージェネレーションに係る課税標準の特例措置(平成28年度末まで)について、その適用期間を延長する。</li> <li>・生産性向上設備投資促進税制(平成28年度末まで)において、特別償却(平成27年度まで:即時償却、平成28年度:50%特別償却)又は税額控除(平成27年度まで:5%、平成28年度:4%)が選択できるところ、その適用期間を延長するとともに、税額控除割合の拡充等を行う。</li> </ul>

### ④DMEの普及

事業内容	天然ガスから生成され、クリーンなエネルギー消費を実現でき、石油の代替にもなるDME(ジメチルエーテル)の利用を促進する。
実施主体	企業 等
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のディーゼルエンジンを活用できるDME自動車を公道で走行させるために、燃料容器等に関する技術基準を創設する。(高圧ガス保安法)</li> <li>・CNGと同様に、DME充填スタンドを設置するための技術基準及びガソリンスタンドへの併設基準を創設する。(高圧ガス保安法、消防法)</li> </ul>

### ⑤海洋再生可能エネルギー及び実証フィールドの活用促進

事業内容	日本周辺に豊富に存在している海洋再生可能エネルギーについて、発電技術の早期実用化等を後押しし、導入を促進する。
実施主体	企業、大学 等
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・波力、潮流等の海洋再生可能エネルギーを固定価格買取制度の対象とする。</li> <li>・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(平成27年度末まで)を延長する。</li> <li>・グリーン投資減税(平成27年度末まで)について、波力、潮流等の発電設備を対象とするとともに、適用期間を延長する。</li> <li>・洋上を含む風力発電所の新增設について、環境アセスメントの審査期間を短縮する。(環境影響評価法、電気事業法)</li> </ul>

### (3) 関連する技術開発及び生産活動の推進

上述した天然ガスの安定・安価供給及びエネルギー消費の天然ガスシフトに関わる効率的な国内投資とともに、我が国と同様、安定性・経済性・環境性の観点からバランスのとれたエネルギー受給という社会的課題を抱える巨大な国際市場の獲得にもつながる産業競争力を確保する。そのための技術開発及び生産活動を集中的に推進する。具体的には、新潟県を特区に指定し、以下のプロジェクトを実施する。

#### ①民間活動の促進

事業内容	表層型メタンハイドレートの採掘、深海へのパイプラインの敷設、コンバインドサイクル発電及びガスタービン発電の熱効率の向上、CNGの輸送に関する技術開発及び生産活動を推進する。 また、実証フィールドを活用し、海洋再生可能エネルギーの発電等に関する技術開発を推進する。
実施主体	企業 等
措置内容	・研究開発税制において、試験研究費総額にかかる控除制度及び特別試験研究費にかかる控除制度への上乗せ措置（①試験研究費の過去3年間平均からの増加額×5～30%、又は、②売上高の10%を超える試験研究費×係数）について、その適用期間（平成28年度末まで）を延長するとともに、税額控除の割合や上限の拡充等を行う。

#### ②公的機関による側面支援

事業内容	開発した技術で国際市場を獲得するには、その技術の安全性・環境性が客観的に評価されることが重要である。そこで、天然ガスに関わる技術の評価基準を策定するとともに、その基準に基づき評価を行う組織を創設する。 また、技術開発は、必ずしも個別の企業のみで行えるものではないことから、基盤的な技術開発や、大規模な研究設備の保有・管理を行う組織を創設する。
------	--

#### 4 規制改革等の効果

##### (1) 「日本再興戦略」の成果目標（KPI）への貢献

「日本再興戦略」の成果目標（KPI）について、以下の点で効果を挙げることができる。

具体的なプロジェクト内容	該当するKPI	本プロジェクトによる効果
1 国内供給ラインの多重化、調達先の多角化、国産資源の開発	<p>①天然ガスの開発促進</p> <p>■戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <p>①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会</p> <p>○メタンハイドレート等海洋資源の商業化の実現等</p> <p>2018年度を目途に、商業化の実現に向けた技術の整備を行う。その際、2023年から2027年の間に、民間企業が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を進める。</p>	開発へのインセンティブとして天然ガスの生産量に課される石油石炭税を減免する。
	<p>②天然ガス・LNGの受入促進・保管設備等の整備</p> <p>■日本産業再興プラン テーマ5：立地競争力の更なる強化 ⑦環境・エネルギー制約の克服</p> <p>○LNG調達コストの低減</p> <p>ロシア・モザンビーク等における日本企業の開発参画を支援し、供給源の多角化を進める。</p> <p>■国際展開戦略 テーマ2：海外市場獲得のための戦略的取組 ①インフラ輸出・資源確保</p> <p>○安定的かつ安価な資源の確保の推進</p> <p>北米からのLNG輸入実現に向けた取組を継続するとともに、リスクマネー供給等による供給源の多角化を進める。</p>	ロシアからの天然ガス及びLNGの受入促進・保管設備等の整備により、供給源の多角化を図る。
③関東地域への広域ガスパイプラインの整備 ④枯渇ガス田の利用	<p>■日本産業再興プラン テーマ5：立地競争力の更なる強化 ⑦環境・エネルギー制約の克服</p>	日本海側における天然ガス等の受入・備蓄設備と、日本海側から太平洋側を結ぶパイプラインの整備により、多様な供給体制を実現する。
⑤石油供給関連設備の整備	<p>■日本産業再興プラン テーマ5：立地競争力の更なる強化 ⑦環境・エネルギー制約の克服</p> <p>○石油・LPガスのサプライチェーンの維持・強化による安定供給確保</p> <p>石油・LPガス供給インフラのリスク対応力強化、産業事故防止、備蓄の機動性向上、地域における石油・LPガスの安定供給の確保等を促す。</p> <p>■中短期工程表「立地競争力の更なる強化⑦」</p> <p>「今後10年間で、アジアでトップクラスの国際競争力をもつコンビナート群を再構築」</p> <p>「ガソリン等製品の形で石油備蓄の増強（約4日分）」（表中）</p>	日本海側に石油供給関連設備を整備することにより、災害時のリスク分散を実現する。
上記1①・②・③・④・⑤及び下記2①・②	<p>■日本産業再興プラン テーマ1：緊急構造改革プログラム ①民間投資の活性化</p> <p>今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準（年間約70兆円）に回復させることを目指す。</p>	設備投資に対する法人税の減税により、資源開発、エネルギー供給に係る設備投資を増加させる。

具体的なプロジェクト内容	該当するKPI	本プロジェクトによる効果	
2 エネルギー消費の天然ガスへの転換促進、海洋再生可能エネルギーの活用促進	①ガス火力発電所の新增設及びそれらに付随する送電網の拡充	<b>■日本産業再興プラン テーマ5：立地競争力の更なる強化 ⑦環境・エネルギー制約の克服</b> ○高効率火力発電（石炭・LNG）の導入 高効率火力発電（石炭・LNG）について、環境に配慮しつつ導入を進めるとともに、技術開発を進めて発電効率の更なる向上を目指す。	LNG高効率火力発電に係る技術開発を実施するとともに、その技術を生かした高効率火力発電所を新設・増設する。
		<b>■戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</b> ①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会 ○石炭火力等の火力発電に係る環境アセスメントの明確化・迅速化 従来3年程度かかる火力発電所のリプレースについて、国の審査と自治体の審査を同時並行で行う等により、最短1年強に短縮する。新增設についても、短縮に取り組む。	環境アセスメントの審査期間の短縮や設備投資に対する法人税の減税により、高効率火力発電所の設置を推進し、クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会を実現する。
	②工場等の天然ガスシフトの促進	<b>■戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</b> ③エネルギーを賢く消費する社会 ○住宅・建築物の省エネ基準の段階的適合義務化 省エネルギー対策の一層の普及や住宅・建築物や建材・機器等の省エネルギー化に資する新技術・新サービス・工法の開発支援等を実施する。	一般家庭や企業等における天然ガスコジェネレーションの導入を促進し、省エネルギー対策の一層の普及を図る。
	③天然ガスコジェネレーションの導入促進		
	④DMEの普及	<b>■戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</b> ③エネルギーを賢く消費する社会	クリーンなエネルギー消費を実現でき、石油の代替になるDMEの利用を促進する。
⑤海洋再生可能エネルギー及び実証フィールドの活用促進	<b>■戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</b> ①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会 ○再生可能エネルギー導入のための規制・制度改革等 ○浮体式洋上風力発電の推進	海洋再生可能エネルギーの商業化を促進し、クリーンなエネルギーの供給を実現する。	
3 関連する技術開発及び生産活動の推進	①民間活動の促進	<b>■日本産業再興プラン テーマ3：科学技術イノベーションの推進</b> ⑥官・民の研究開発投資の強化 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。	表層型メタンハイドレートの採掘や、日本と海外を結ぶ深海パイプラインの敷設、高効率火力発電の実用化が促進されるよう、民間企業による研究開発を減税で支援し、併せて公的機関による側面支援を行うことにより、技術開発を促進する。
	②公的機関による側面支援	<b>■日本産業再興プラン テーマ5：立地競争力の更なる強化 ⑦環境・エネルギー制約の克服</b> ○高効率火力発電（石炭・LNG）の導入 ◆中短期工程表 LNG火力について、2020年頃までに1,700度級ガスタービンの実用化を目指す。 （発電効率：現状52%程度 → 改善後：57%程度）	
		<b>■日本産業再興プラン テーマ5：立地競争力の更なる強化 ⑦環境・エネルギー制約の克服</b> ○LNGコストの低減	

具体的なプロジェクト内容		該当するKPI	本プロジェクトによる効果
3 関連する技術開発 及び生産活動の推 進	①民間活動の促進	<b>■戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</b> ①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会 ○火力発電の技術開発支援 LNG火力について、2020年頃までに、1700度級ガスタービンの実用化を目指す（発電効率：現状52%程度→改善後57%程度）。 ○メタンハイドレート等海洋資源の商業化の実現等 2018年度を目途に、商業化の実現に向けた技術の整備を行う。その際、2023年から2027年の間に、民間企業が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を進める。	
	②公的機関による側面支援		

## (2) その他効果

一般社団法人日本ガス協会が示している、次の天然ガス普及拡大ビジョンの達成を促進することができる。

### 「ガスビジョン2030」における普及のポテンシャル



※総合資源エネルギー調査会ガスシステム改革小委員会(平成26年7月31日)における同協会資料抜粋